

諮問第54号

## 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人(以下「請求人」という。)の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定のうち、札幌市立藻岩中学校(以下「対象校」という。)における特別会計に係る通帳(以下「特別会計通帳」という。)を非公開とし、平成11年度修学旅行関係資料のうち発注票を非公開とした決定は、妥当である。また、平成11年度修学旅行関係資料のその他の公文書を非公開としたことは、結果として妥当であると認めざるを得ない。

## 第2 審査請求に係る経緯

## 1 公開請求

請求人は、平成16年5月31日、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき次の請求を行った(以下「本件請求」という。)

- (1) 対象校における平成11年度修学旅行会計資料のうち見積書、発注票、納品書、領収証等。不存在のものについては、不存在の理由を示す資料及び保存期間内であるにもかかわらず不存在との事態に対して実施機関が取った調査を示す資料。不存在との事態に対して実施機関が責任者に対してとった処分の内容を示す資料
- (2) 対象校における平成15年度修学旅行会計資料と通帳及び学校長所管の裏会計の通帳。実施機関はこれまで裏会計は存在しないと主張しているが、その主張の裏付けとなる資料、また対象校に対して問い合わせをしない理由を示す資料

## 2 一部公開決定

実施機関は、対象校における平成15年度修学旅行に係る領収書、決算報告書、受払通知書を対象公文書として特定し、特定の個人を識別できる情報を非公開とした上で、その他の部分を公開する決定(以下「原決定」という。)を行い、平成16年6月23日付け公文書一部公開決定通知書をもって請求人あて通知した。

なお、本件請求に係る次の公文書については不存在につき非公開とすることを、当該公文書一部公開決定通知書備考欄に付記した。

- (1) 対象校における平成11年度修学旅行に係る見積書、発注書、納品書、領収書(以下「11年度文書」という。)
- (2) 対象校における平成15年度修学旅行に係る見積書、発注書、納品書
- (3) 上記(1)(2)が不存在である理由を示す資料
- (4) 上記(1)(2)が不存在との事態に対して実施機関がとった調査を示す資料、責任者に対してとった処分の内容を示す資料。
- (5) 特別会計通帳
- (6) 上記(5)を不存在とする実施機関の主張の裏付けとなる資料、対象校に対して問い合わせをしない理由を説明する資料

### 3 審査請求

請求人は、原決定のうち上記2(1)及び(5)に係る決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に基づき、同年7月13日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

#### 第3 請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

11年度文書及び特別会計通帳を公開するとの決定を求める。

##### 2 審査請求の理由

###### (1) 11年度文書の保存期間

11年度文書は、保存期間が5年と定められているものであり、これを不存在とすることに何ら合理的な説明がない。

###### (2) 特別会計通帳の意図的不存在

特別会計は通常「裏会計」と呼ばれるものであるが、その財源は、実施機関から現金で支給され、支出に際して領収書等証拠書類を必要としない委託研究費、町内会等からの寸志、修学旅行業者からのレポート、学校徴収金の不正流用等である。そして、これらの金員は、公金では支出できない事柄の支払に対して充てている。

対象校において特別会計が存在することは多数の教職員が知っており、これを不存在とすることに何ら合理的な説明がない。

実施機関がその存在を隠すため、「不存在」との虚偽の回答をすることは公共機関にあるまじき非行である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 11年度文書

###### (1) 不存在の理由

当該校では、11年度文書を当該年度修学旅行事業の経理関係書類をまとめたファイルに入れて管理していたが、当該ファイルは、PTA監査委員による監査を受け、その結果を文書にて関係する保護者に報告した後に所在不明となっており、11年度文書についても同様である。なお、11年度文書と同種の公文書で他の年度のものについては、基本的には現存する。

###### (2) 調査

11年度文書は、対象校において本件請求以前から所在不明であることが確認され、捜索を続けているところである。

また、11年度文書の公開を求める請求又は一部重複する内容の公文書公開請求は、平成14年9月から、原決定に対する審査請求に係る諮問を審査会に行った平成16年7月までの間に複数回提出されている。

実施機関は、これらの公文書公開請求を受理した都度、対象校に対する事情聴取等を行ったことはもちろんであるが、現地調査も複数回行っている。

さらに、校長・教頭を通じて対象校の全教職員に周知し、個人保管の有無、あるいは一時的に使用したまま本来の保管場所ではないところに返却していないか等の確

認を行い、また、対象校から他校への異動者に対しても所在の手掛かりについて調査を重ねてきた。

しかしながら、当初の状況から変化がないところである。

## 2 特別会計通帳

### (1) 特別会計

請求人による平成15年7月25日付公文書公開請求書により、同人は「研究関係予算の残金、町内会等からの謝礼等を財源とし、指導主事等の昼食代、職員名簿の購入費等に当てている」経費が存在すると考え、これを「特別会計」と称していることを確認している。

### (2) 学校研究委託事業予算

実施機関は、学校研究委託事業の委託予算の執行について、委託事業終了後に各委託先から提出される研究委託実績報告書にて、すべて残金はないこと及び支出内容等を確認している。

対象校に対しては、平成11年度及び平成12年度に学校研究事業を委託しているが、その実績報告書についても、残金はなく、また、領収書も添付されていた。

### (3) 謝礼等

実施機関では、対象校における謝礼等を財源とする不適切な経理の事実は確認しておらず、また、対象校から謝礼等に係る収入実態はない旨の回答を受けた。

### (4) 本件請求に係る調査

上記のとおり、請求人が主張する特別会計は存在しないことから、これに係る特別会計通帳は保有していない。

## 3 非公開決定の理由

以上のことから、11年度文書及び特別会計通帳については文書不存在による非公開決定を行ったところである。

## 第5 審査会の判断

### 1 11年度文書

#### (1) 概要

実施機関の説明によると、11年度文書は、修学旅行の実施に係る支出の証拠書類であり、対象校においては通常、当該事業の遂行に伴い作成又は取得する他の経理関係書類とともに一つのファイルにつづられ、校長の管理の下、所定の場所にて保存されているものである。

#### (2) 関係規定

11年度文書に係る修学旅行経費は、平成16年2月に改正される以前の札幌市立学校徴収金取扱要領（平成8年教育長決裁。以下「旧要領」という。）第3条第2号にて規定される積立金に該当するものである。

その取扱いについて、旧要領第24条の規定に基づき具体的事務処理を規定した学校徴収金事務の手引（5）によると、学校徴収金による物品購入に際しては、当該事務の執行書類である物品等購入伺書及び支出伺書・精算書には、その一連の書類として見積書、納品書、領収書を添付して保存すること、また、支払は、（1）にて、請

求書により内容を確認のうえ学校長の決裁により行うこととされている。

さらに、旧要領第11条において、校長は、原則として会計年度終了後速やかに会計区分ごとに決算書を作成し、その結果を保護者に報告しなければならないこととされている。

そして、これらの支出に係る証拠書類の保存期間は、第20条第2項にて当該年度経過後5年と定められている。

以上のことから、11年度文書である納品書、領収書、請求書は、当該年度経過後5年間保存することと定められており、具体的には平成17年3月末まで保管・管理されていなければならないものである。

一方、発注票については、旧要領には作成及び保存に係る規定はない。

### (3) 存否

実施機関では、本件請求を受けての対象校への事情聴取のほか、以前から対象校以外に11年度文書が存在する場合を考慮して広く搜索を続けているが、いまだにその存在を確認するに至っていない。

このことについて、実施機関の説明に特に不合理な点は認められず、また、他に11年度文書の存在をうかがわせる事実及び実施機関がこれを意図的に不存在としているとする事実も認められなかった。

よって、11年度文書を不存在につき非公開としたことは、結果として妥当であると認めざるを得ない。

また、発注票については、作成及び保存に係る規定がないことから、文書不存在につき非公開とした決定は、妥当である。

### (4) 結論

以上のことから、原決定のうち、発注票を非公開とした決定は妥当である。また、その他の11年度文書を不存在としたことについては、結果として妥当であると認めざるを得ない。

## 2 特別会計通帳

### (1) はじめに

特別会計通帳は、存在に争いが無い文書に関して、その非公開部分の公開を求めるというものではなく、実施機関が保有しないと主張する文書について、請求人がその存在を主張し、公開を求めるものである。

当審査会としては、本件処分に係る適否の判断を行うにあたり、実施機関が文書の不存在を立証することは困難なことから、実施機関による主張内容の合理性について、関係規定、実際の運営等と照合しつつ、判断することとする。

### (2) 経理処理の定め等

当審査会における調査及び実施機関の説明等を総合したところ、対象校における経理処理のしくみは、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）と対象校との間及び対象校自体について、おおむね次のように整理することができ、経理関係文書はこの過程において作成又は取得するものと考えられる。

#### ア 事務局と対象校との間

##### (ア) 予算

対象校に配分される予算（以下「予算」という。）は、事務局から示されるものであるが、それは、対象校に対し、予算執行の限度額の範囲内で支出負担行為を

許容するというものである。

また、予算の執行に係る手続は、札幌市会計規則及び札幌市契約規則等により定められている。

さらに、出納機関に対する支出命令は、事務局にて行われる。

これらのことから、予算の執行について、原則として、各学校が予算額を現金にて入手することも、直接現金をもって債権者に支払うこともない。また、予算執行の内容及び手続は、見積書、請求書等の必要書類を添付することにより明らかにしなければならない。

#### (イ) 委託業務契約に基づく委託料の受領

先の予算とは別に、対象校が、研究委託業務の事業を受託した場合は、事務局から当該事業に係る委託料を受領する。

この際、対象校は、委託料受領にあたり、当該年度の当該研究委託実施要領の定めにより、校長を代表者とする学校又は学校区名口座を用意することとされている。

この研究委託料の執行にあたっては、債権者への支払までを対象校にて行うが、その用途については、あらかじめ事務局に提出された研究委託計画書に則ることとされている。また、事業終了後は、研究委託実施要領に基づき、対象校から、研究成果、委託料支出に係る領収書、出納簿等を含む研究委託実績報告が提出され、事務局にて履行内容の検査が行われる。

#### イ 学校徴収金

対象校が、学校教育活動を通じて生徒に直接還元する目的で保護者から徴収する経費等があり、これを学校徴収金という。

学校徴収金の取扱いについては、上記1(2)のとおりである。

#### ウ 謝礼等

学校等に寄附があった場合は、札幌市表彰基準（昭和32年訓令第27号）に従って、寄附受理の処理を行うこととなっており、また、旧要領及び改正後の札幌市立学校徴収金取扱要領においても、学校及び職員は、業者から割戻手数料、謝礼、その他いかなる名目の金品若しくはサービスの提供を受け、又は提供を教唆してはならないと定められている。

### (3) 文書の見分

#### ア 実施機関との委託業務契約に基づく委託料

研究委託事業のうち平成13年度以降も継続して行われている学校研究委託事業について、対象校の委託関係文書の一部を見分したところ、当該委託費に係る預金通帳、支出ごとのレシート又は領収書及び金銭出納簿等により、残金がないこと及び各支出の内容が明示されていたことを確認した。

#### イ 学校徴収金

対象校の実習費に係る文書のうち金銭出納簿及び関係帳票の一部を検証したところ、各教科への年度当初予算配分額は当該年度における総収入額とほぼ均衡がとれていること、金銭出納簿には実習費に係る収入及び支出について記載されていること、支出に際しては証拠書類として領収書が添付されること、年度末に残金が翌年度へ繰り越されて精算されていること等を確認した。

### (4) 検討

#### ア 予算

請求人が言及していないので、当該経費と特別会計との関係については判断しない。

#### イ 委託料及び学校徴収金

上記2(2)及び(3)より、特別会計の存在を確認できず、また、特別会計に係る公文書を保有しないとする実施機関の説明について不合理・不自然な点はなく、他に特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

#### ウ 謝礼等

第4-2(3)の説明について不合理・不自然な点はなく、他に謝礼等を財源の一つとする特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

#### (5) 結論

以上により、いずれの経費からも特別会計の存在を確認できず、特別会計に係る公文書を保有しないとする実施機関の説明に不合理・不自然な点はなく、他に特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

よって、特別会計通帳を不存在としこれを非公開とした原決定は妥当であると判断する。

### 3 結論

以上、11年度文書については1(4)のとおり、また、特別会計通帳については2(5)のとおりであるから、合わせて第1のとおり結論する。

なお、請求人のその他の主張は、条例に基づく公文書公開請求に係る決定の適否の判断とは関わりのないことであるから、当審査会が判断する事柄ではない。

### 4 付記

実施機関において、保存期間中の定めがある公文書が所在不明となっていることについて、以下のとおり付記する。

実施機関が公文書を適正に保存・管理することは、条例第29条に規定されるとおり、情報公開制度が適正に運営されることの前提をなすものである。

このことから、実施機関においては、今後、条例及び文書管理に係る規定の趣旨を踏まえて適正な文書管理が行われるよう、強く注意を喚起する。

### 第6 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明。審査庁からの文書受理に先立ち、内容が重複する諮問第45号及び第47号の概要説明と併せて実施
平成16年7月27日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取。 この際、他の事案との併合審査を伝え、了承を得る。
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月30日 (第1回第2部会)	審 議
平成16年9月9日 (第2回第2部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申